

5 路外駐車場

(1) 出入口

設計のポイント

自動車は、高齢者、障害者等にとって有効な移動手段であるため、整備にあたっては、高齢者、障害者等への配慮が必要です。

- 歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車いすの利用に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導等にも配慮が必要です。
- できるかぎり歩車道の分離を考え、歩行者と自動車の動線が交わらないように配慮が必要です。

整備基準

【適用施設／路外駐車場】

● 整備基準

- 1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。
 - ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - イ 幅は、内法を80cm以上とすること。
 - ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

● 基準の解説

- ① P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照
- ② 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ③ 高低差2cm以下でゆるやかなすりつけを行った段以外のものです。〔P.48参照〕

● 整備例

● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

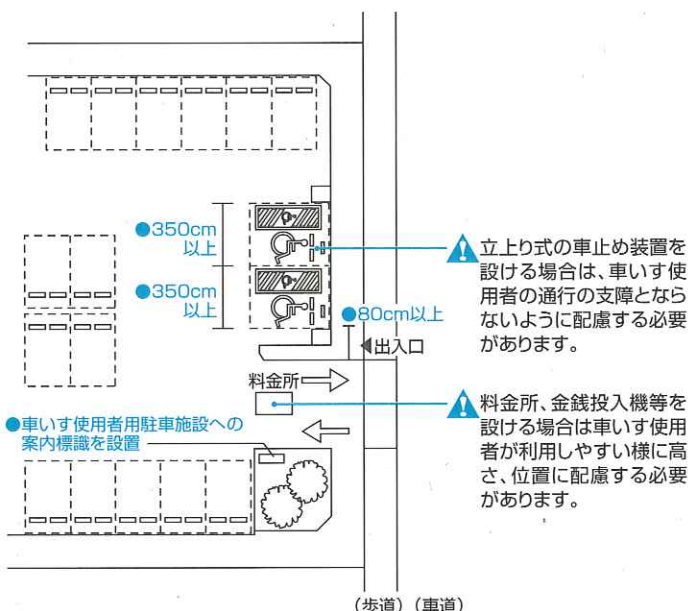
▲ 参考事例等

✕ 注意マーク

車いす使用者用
駐車施設の標識の例



駐車場の
案内標識の例



(2) 敷地内の通路

設計のポイント

道路及び車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る通路は、高齢者、障害者等を含む誰もが安全かつ円滑に利用できる必要があります。

□歩行者の通路は、車道との分離や段差の解消、車いす使用者に対応した幅員の確保、わかりやすい案内表示や視覚障害者の誘導等にも配慮が必要です。

□障害のある人も、障害のない人と同じ経路を利用できるように配慮が必要です。

整備基準

【適用施設／路外駐車場】

●整備基準

1 (1)の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。

イ 段を設ける場合においては、当該段^②は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を120cm以上とすること。

(イ) 手すり^③を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。

(エ) 高低差が300cmを超える場合は、高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場を設けること。

(オ) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

ウ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふた^④を設けた場合は、この限りでない

エ 幅員は、120cm以上^⑤とすること。

オ 高低差がある場合においては、力に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機^⑥を設けること。

カ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(ア) 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあつては、90cm)以上^⑤とすること。

(イ) 勾配は、12分の1(高低差が16cm以下の場合は、8分の1)以下^⑦とすること。

(ウ) 高低差が75cmを超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場^⑧を設けること。

(エ) 手すりを設けること。

(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。

(カ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色^⑨とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

●基準の解説

① P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照

② P.59〔階段〕参照

③ P.167〔手すり〕参照

④ 杖の先や車いすの前輪が隙間に入らないものとします。〔P.52参照〕

⑤ 通路を車いすが通行しやすく、車いすと横向きの人がすれ違える寸法です。

⑥ P.188〔段差解消機・階段昇降機〕参照

⑦ 勾配1/12は、車いすが通過できる勾配の限度としています。但し、高低差が16cm以下の短い傾斜路に限り1/8でも可能としています。〔P.35〔整備基準の寸法・勾配の考え方〕参照〕

⑧ 傾斜路が長くなる場合、車いす使用者が途中で休憩や減速ができるように平坦部分を設けます。

⑨ 通路の傾斜部分を平坦部分と識別しやすくし、安全性を高めるための配慮です。〔P.170参照〕

●整備例

P.49〔1.建築物(2)敷地内の通路参照〕

5 路外駐車場

(3) 駐車施設

設計のポイント

自動車は高齢者、障害者等にとって重要な移動手段であることから、車いす使用者用駐車施設の確保が必要です。

□車いす使用者用駐車施設は、建築物出入口に近い場所に設けるとともに、車いす利用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、車いす使用者用であることの表示が必要です。

□雨天や降雪時の車いす等の乗降を考慮して、駐車施設の上部には、庇等を設けることが望まれます。

整備基準

【適用施設／路外駐車場で全駐車台数が20以上のもの】

●整備基準

- 1 多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。

ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)〔敷地内の通路〕の項に定める構造のものとし、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

イ 幅は、**350cm^①以上**とすること。

ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

エ 床面は、**水平^②**とすること。

●基準の解説

① 車体幅210cmに、車いすが回転でき、介助者が横に付き添えるスペース(140cm)を加えた幅です。

② 床面に傾斜がある場合、車いすの乗り移りの際にすべって転倒する場合があります。

●整備例

P.77〔1.建築物(7) 駐車施設参照〕

コラム

心のバリアフリーを進めるために

6 目の不自由な人への配慮②

■ 介助の方法

● 出入口のドア（戸）

介助をする人は、ドア（戸）の前で立ち止まり、ドア（戸）の形式を説明することが重要です。また、ドア（戸）開閉に気を取られて足元の段差につまづくことがあるので、足元への注意も必要です。

ここでは、開き戸と引き戸の例を紹介します。

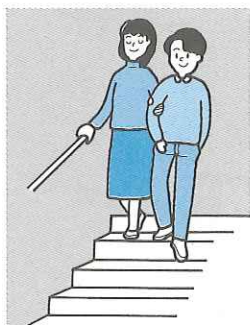
○ 開きドア（ドアを手前に開く場合）

- ① ドアの前で立ち止まり、「ドアの前です。右（左）手前に引いて開く形式です。」とドアの形式を説明します。
- ② ドアの取っ手側に介助をする人、丁番側に介助を受ける人が来るように立ちます。
- ③ 介助をする人は「開けますよ」と声をかけて、ドアの取っ手を手前に引きながら2人とも後へ下がります。
- ④ 介助をする人は「通りますよ」と声をかけて、ゆっくりと前進してドアを通過します。通過するときは、介助を受ける人のドアへの衝突を避けるため介助を受ける人の手をドアの縁に導きます。



○ 引き戸

- ① 戸の前で立ち止まり、「戸の前です。右（左）横に引いて開けます。」と形式を説明します。
- ② 戸の取っ手側に介助をする人、戸袋側に介助を受ける人が来るように立ちます。
- ③ 介助をする人は「開けますよ」と声をかけて、戸の取っ手を横に引きます。
- ④ 介助をする人は「通りますよ」と声をかけて、ゆっくりと前進して戸を通過します。通過するときは、介助を受ける人の戸への衝突を避けるため介助を受ける人の手を戸の縁に導きます。



● 階段

- ① 階段の直前では立ち止まり、「階段です。上ります（下ります）」と声をかけてください。
- ② 介助をする人は、一段進んだ時に介助を受ける人の足が最初の段にかかるのを確認してからゆっくりと進んでください。
- ③ 踊り場や次の階に到着し階段が終わるときは、「この段で終わりです」と声をかけてください。
- ④ 階段に手すりがある場合は、手すりの状況やまわりの様子を伝えて、介助を受ける人にどういう通行方法がよいのかを聞いてみてください。

● トイレ

※トイレの利用は、介助を受けている側から言い出しにくいものです。「私もトイレに行きたいので一緒にどうですか」などとさりげない配慮が望まれます。

※異性を介助する場合は、同性の利用者に介助を依頼してください。

【ブース（便房）を使用する場合】

- ① トイレに入り、手洗いの位置を説明しブースの入口まで誘導する。
- ② ブース内の設備（便器の形式と向き、トイレットペーパーやフラッシュバルブの位置など）について詳しく説明してください。特に、トイレットペーパーやフラッシュバルブは実際に手を導いて説明しておくことが望まれます。
- ③ 介助をする人は手洗い場付近で待ち、介助を受ける人が方向がわからない場合は介助をします。
- ④ 手洗い場では、介助をする人が受ける人の手を水道の取っ手に導きます。



● いすへの着席

いすへの着席は、介助を受ける人の手をいすの背もたれに触れさせて、「いすの背もたれですよ」と声をかけてください。

丸いすの場合は、座るところに触れさせて、丸いすであることを伝えてください。

次のコラム P.160